令和２年１月30日

各指定介護事業所管理者　様

大阪市福祉局高齢者施策部

事業者指導担当課長

新型コロナウイルス関連の肺炎の発生防止策の徹底について（第２報）

 平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

 標題について、令和２年１月28日付けの文書にて依頼させていただいたところですが、国により、新型コロナウイルス感染症が感染症法に基づく指定感染症、検疫法に基づく検疫感染症に指定（令和２年２月７日施行）されたところです。これを受け、本市においても新型コロナウイルス関連所属長連絡会議を令和２年１月29日に開催したところであり、併せて新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義等が示されましたので、改めて感染症発生防止策について周知いたします。

つきましては、各施設及び事業所におかれましては、引き続き感染症発生防止策に努めていただき、発生防止の徹底について対処をお願いいたします。

記

１　関連ホームページ

中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルスに関連した肺炎の発生について

（大阪市ホームページ）<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

２　感染発生防止対策例

・咳エチケットや手洗い等の徹底

・職員・入所者等の、中国武漢市の滞在歴の確認・健康管理の徹底

・新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義に合致する方がいる場合は、事前に武漢市への滞在歴と症状を連絡の上、医療機関を受診することを勧奨

【新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義】

以下のⅠ及びⅡを満たす場合を疑い例とする。

Ⅰ　発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ　発症から２週間以内に、以下の(ア)、(イ)のいずれかを満たす。

(ア)武漢市への渡航歴がある。

(イ)「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

３　添付資料

大阪府民向け注意喚起リーフレット

大阪市福祉局高齢者施策部

介護保険課（指定・指導グループ）

電話（０６）６２４１－６３１０